

# 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて(幸手市版)

国からの通知を当市で事業種別毎にまとめたものです。

一部文章の省略等をしています。介護保険最新情報等についても、必ずご確認をお願いいたします。  
なお、幸手市として独自に示している取扱いはございません。(令和2年6月16日)

※通所介護や訪問介護における臨時的な取扱いが総合事業においても適用できる内容である場合は、同様の取扱いが可能とします。ただし、総合事業にはない加算や単価と包括報酬の違いから算定が出来ない場合などはこの限りではありません。

総合事業における取扱いは、状況を踏まえての判断が必要になる場合も多いと考えますので、詳しくは、保険者に問い合わせをお願いいたします。

## 【通所型サービス、訪問型サービス（総合事業）】

(日割り計算:第4報)

1. 新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費については、市町村の判断で、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能である。

(休業時について:第5報、第10報)

2. 都道府県等から要請を受けて休業、又は感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業をした事業所の取扱いについては、通所介護又は訪問介護と同様の取扱いとすることは可能である。

なお、一般介護予防事業として、例えば、電話による健康状態の確認や助言等の活動を実施することも可能であり、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの提供が困難である場合には、一般介護予防事業による支援も適宜検討されたい。

## 【福祉用具貸与、販売】

(限度額の考え方:第5報)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により福祉用具の購入ができなかった場合において、実際の購入が次年度であったとしても、特定介護予防福祉用具販売計画などで年度内の購入意思が確認されたときには、年度内の限度額として保険給付することが可能である。(第5報)

(利用者又は家族への対応:第8報)

2. 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者又は家族への説明及び同意を得ることは、電話やメール等の活用による柔軟な対応とすることが可能。モニタリング等についても同様の取扱いとする。